

平成23年第2回港区議会定例会提出予定案件

区長報告第2号

平成22年度港区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

本件は、平成22年度の歳出予算の経費でその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内に支出を終わらなかったものについて、平成23年度に繰り越して使用することとしましたので、報告するものです。

内 容	
(1)	事業名 電子自治体推進 繰越額 3億2,064万1,125円 理由 税務システム及び介護保険システムの開発期間が平成23年度に及ぶため。
(2)	事業名 高輪区民センター管理運営 繰越額 3,487万9,700円 理由 調光設備等の改修が平成23年度に及ぶため。
(3)	事業名 ひとり暮らし高齢者の社会調査 繰越額 654万8,000円 理由 ひとり暮らし高齢者の社会調査委託が平成23年度に及ぶため。
(4)	事業名 DV被害防止啓発事業 繰越額 654万7,000円 理由 講演会開催までの準備期間及び普及啓発用リーフレットの作成期間が平成23年度に及ぶため。
(5)	事業名 子どもの遊び場づくり 繰越額 446万8,000円 理由 子どもの遊び場づくり(プレーパーク)が平成23年度に及ぶため。
(6)	事業名 芝大門二丁目児童遊園整備 繰越額 650万9,000円 理由 児童遊園の整備工事が平成23年度に及ぶため。
(7)	事業名 建築物耐震改修等促進 繰越額 1,680万円 理由 補助金の申請されている耐震改修工事期間が平成23年度に及ぶため。

- (8) 事業名 新教育センター整備
繰越額 1億8,609万6,000円
理由 建設地である旧鞆絵小学校の校舎等基礎部分・杭等撤去工事が平成23年度に及ぶため。

議案第36号

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行による「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、一般職の非常勤職員の育児休業に係る規定を整備するものです。

内 容

- (1) 育児休業をすることができる非常勤職員の要件を定めます。
- (2) 非常勤職員の育児休業期間については、非常勤職員の養育の事情に応じて、子が1歳に達する日まで、1歳2か月に達する日まで（育児休業の期間は、最長1年間）又は1歳6か月に達する日までとし、それぞれの適用要件を定めます。
- (3) 非常勤職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情を定めます。
- (4) その他規定の整備

施行期日 平成23年7月1日

議案第37号

港区公衆便所条例の一部を改正する条例

本案は、日吉坂上歩道橋の架け替え工事に伴い、日吉坂上公衆便所（白金台三丁目1番30号先）を廃止するものです。

施行期日 公布の日

議案第38号

平成23年度港区一般会計補正予算（第2号）

議案第39号

工事請負契約の承認について（港資源化センター資源プラスチック中間処理設備設置工事）

本案は、港資源化センター資源プラスチック中間処理設備設置工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

内 容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 工事の規模 | 資源プラスチック中間処理設備 1 基の新設 |
| (2) 契約金額 | 1 億 8 , 4 3 8 万 2 , 1 0 0 円 |
| (3) 工 期 | 契約締結の日の翌日から平成 2 4 年 3 月 1 5 日
まで |
| (4) 契約の相手方 | 台東区東上野五丁目 1 6 番 5 号
新明和工業株式会社環境システム営業部 |

議案第 4 0 号

指定管理者の指定について（港区立品川駅港南口公共駐車場）

本案は、品川駅港南口公共駐車場の指定管理者を指定するものです。同駐車場については、指定管理者パーク二四株式会社が持株会社体制に移行し、駐車場の管理業務を行わなくなったため、平成 2 3 年 4 月 3 0 日をもって指定を取り消しました。

内 容

- | | |
|-------------|--|
| (1) 対象施設 | 港区立品川駅港南口公共駐車場 |
| (2) 指定管理者 | 千代田区有楽町二丁目 7 番 1 号タイムズ 2 4 株式会社内
タイムズ 2 4 株式会社・タイムズサービス株式会社グループ |
| (代表団体) | タイムズ 2 4 株式会社 |
| (構成団体) | タイムズサービス株式会社 |
| (3) 指定の期間 | 平成 2 3 年 7 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
前指定管理者の指定期間と終期を統一した期間 |

議案第 4 1 号

指定管理者の指定について（港区立麻布十番公共駐車場）

本案は、麻布十番公共駐車場の指定管理者を指定するものです。同駐車場については、指定管理者パーク二四株式会社・タイムズサービス株式会社グループの代表団体であるパーク二四株式会社が持株会社体制に移行し、駐車場の管理業務を行わなくなったため、平成 2 3 年 4 月 3 0 日をもって指定を取り消しました。

内 容

- (1) 対象施設 港区立麻布十番公共駐車場
- (2) 指定管理者 千代田区有楽町二丁目 7 番 1 号タイムズ 2 4 株式会社内
タイムズ 2 4 株式会社・タイムズサービス株式会社グループ
 - (代表団体) タイムズ 2 4 株式会社
 - (構成団体) タイムズサービス株式会社
- (3) 指定の期間 平成 2 3 年 7 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで
前指定管理者の指定期間と終期を統一した期間

議案第 4 2 号

指定管理者の指定について（港区立高輪子ども中高生プラザ）

本案は、高輪子ども中高生プラザの指定管理者を指定するものです。

内 容

- (1) 対象施設 港区立高輪子ども中高生プラザ
- (2) 指定管理者 墨田区東駒形四丁目 6 番 2 号
財団法人本所賀川記念館
- (3) 指定の期間 平成 2 3 年 1 2 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 4 3 号

指定管理者の指定について（港区立高輪図書館分室）

本案は、高輪図書館分室の指定管理者を指定するものです。

内 容

- (1) 対象施設 港区立高輪図書館分室
- (2) 指定管理者 文京区大塚三丁目 4 番 7 号
株式会社図書館流通センター
- (3) 指定の期間 平成 2 3 年 1 2 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
高輪図書館の指定期間と終期を統一した期間

議案第 4 4 号

特別区道路線の認定について（六本木三丁目）

本案は、六本木三丁目地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、特別区道路線を認定するものです。

内 容 特別区道第1, 168号線を認定します。

- ・起 点 港区六本木三丁目7番2
- ・終 点 港区六本木三丁目7番2